

参考資料

- 教育振興基本計画部会(第5回・第6回)における震災関係者の主な意見
(学校安全、学校保健、学校給食関係) 1

【学校安全】

- 学校保健安全法の概要(学校保健法の改正) 2
- 「スクールガード・リーダー」 3
- 学校内で安全を見守る支援的スタッフに関する調査研究 4

【学校保健・学校給食】

- 栄養教諭の配置状況 5
- 学校給食における地場産物の活用状況 6
- 第2次「食育推進基本計画」 7
- 児童生徒のメンタルヘルス 9
- 児童生徒全体のアレルギー疾患有病率 10
- HIV感染者、AIDS患者の年次推移 11

教育振興基本計画部会(第5回・第6回)における震災関係者の主な意見 (学校安全、学校保健、学校給食関係)

(学校安全)

- 校長等に限られた情報の中でどう判断して子供たちの安全を確保するか、子供たちがどう瞬時に先生の言うことを聞いて身を律し得るか、防災教育の充実が大きな課題。
- 学校の防災機能や防災拠点機能の強化を図る観点から、地域との連携などによる防災教育の充実や体制の整備が必要。
- 津波の避難訓練を行っていたところでは、地震時に一目散に高台に逃げて全員が助かっており、避難訓練は重要。教職員の危機回避能力や災害発生時の対応能力の育成が必要。
- 緊急連絡体制の整備等により災害に強い学校整備が必要。
- 防災マニュアルの見直し・充実など非常時の危機管理の強化、防災訓練の徹底と強化が課題。
- 安全な通学路の整備、児童生徒の安全確保のための地域の支援体制づくりの推進が課題。

(学校保健)

- 今回の大震災津波により、心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートのため、臨床心理士等が組織的・継続的に支援を行う必要。
- 精神科医・臨床心理士・地域の人材などの活用による相談体制の強化、教職員や保護者等を対象とした研修による心のケアに関する理解の促進などが必要。
- 被災学生との接し方について、教職員を対象に専門家の精神科医による教育を行ったのが心のケアとして有効だった。
- 放射線量の低減に向けた取組み等により学校の安全・安心を確保するとともに、一人一人の児童生徒に向き合って、十分に心のケアも図っていきたい。
- 放射線量の低減のための屋外活動制限の代替措置が課題。また、児童生徒・教職員の長期的な健康診断が必要。

(学校給食)

- 給食の再開や完全給食に向けて、食材物流支援、衛生指導の強化、栄養指導等が必要。
- 学校給食施設の復旧とともに、学校給食センターの在り方の検討(アレルギーや諸課題に対応できるセンター等)が課題。

学校保健安全法の概要(学校保健法の改正)

1 総則

(1) 法律の題名及び目的

法律の題名を「学校保健安全法」に改めたこと。

また、本法の目的を、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することとしたこと。

(2) 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとしたこと。

国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとし、地方公共団体は、国が講ずる措置に準じた措置を講ずるように努めなければならないこととしたこと。

2 学校安全に関する事項

(1) 学校安全に関する設置者の責務

学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、学校において、事故、加害行為、災害等(以下「事故等」という。)により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が生じた場合(以下「危険等発生時」という。)において適切に対処することができるよう、学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。

(2) 総合的な学校安全計画の策定及び実施

学校においては、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導等について計画を策定し、これを実施しなければならないこととしたこと。

(3) 学校環境の安全の確保

校長は、学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、改善に必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとしたこと。

(4) 危険等発生時対処要領の作成等

学校においては、危険等発生時において学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成することとし、校長は、対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとしたこと。

学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び関係者の心身の健康を回復させるため、必要な支援を行うものとしたこと。

(5) 地域の関係機関等との連携

学校においては、児童生徒等の保護者、警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体、地域住民等との連携を図るよう努めるものとしたこと。

「スクールガード・リーダー」

○ 配置数の推移

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(予定)
2,832人	2,986人	1,771人	1,221人	1,770人

※1 平成20年度までは、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」(委託事業)として実施。

平成21年度から「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(補助事業(1/3補助))に統合。

※2 平成21年度までは、都道府県・指定都市が対象。平成22年度から、中核市も対象。

○ 各地方公共団体独自の取組として、スクールガード・リーダーと同様の活動を行っている事例

<事例1>

学校の安全体制に対する指導・助言、学校毎に開催するスクールガード養成講習会での指導・助言、情報交換会での活動報告を行うほか、児童に対する安全教室等での講話や登下校の指導、「地域安全MAP」を作成する際の指導・支援を行う。

<事例2>

児童の登下校時における校区内の巡回・見守り活動等の安全指導を行うほか、地域社会全体で学校安全に取り組む体制づくりの支援、校区内の保護者や地域住民による見守り活動協力者との連携を図り、見守り時の注意点についての指導を行う。

<事例3>

小学校区を中心に定期的な巡回や、教職員、地域のボランティア等に対する警備のポイント等についての具体的な指導、情報交換等を行うほか、学校安全対策会議において、見守り活動の機能強化へ向けたコーディネートを行う。

学校内で安全を見守る支援的スタッフに関する調査研究

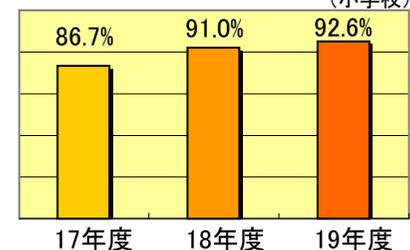
23年度予算額 38,714千円

背景と課題

各地域において、スクールガード・リーダーの配置や、学校安全ボランティア（スクールガード）等を効果的に活用する仕組みを整備し、地域社会全体で、子どもの安全を見守る体制の取組が行われている。

こうした中、新しい公共による学校安全の取組を更に進展させるため、学校において専ら学校安全対策に従事する支援的スタッフなどの施策展開も視野に入れ、これまでの取組の先進事例の調査や活動内容の分析等を行う。

地域のボランティアによる巡回状況
(小学校)



学校安全ボランティアによる見守り活動の様子



調査研究のイメージ

活動内容の分析

- 「防犯」以外の活用事例
- ・防災指導
- ・生活安全のための点検 等

先進事例の調査

- 専ら学校安全対策に従事する者についての実践事例研究

事業効果の分析

- ・防犯効果の検証
- ・学校教育への影響
- ・共通する課題等の分析 等

新しい公共をベースとした学校安全施策の効果を横断的に分析

調査研究の流れ

文部科学省

成果を展開

調査委託

調査報告

調査研究能力を有するシンクタンク等
・先進事例等の多面的実態把握
・調査内容の分析 等

調査

先進的取組を実施している
学校・教育委員会等

・市町村教育委員会 等
・都道府県教育委員会

期待される成果

- 専ら学校安全対策に従事する者に関する施策展開
- 調査研究の過程を通して判明した効果的事業実施のためのノウハウの普及

栄養教諭の配置状況

栄養教諭の合計数は、平成22年度は平成20年度に比べて1.8倍になっているが、都道府県別にみると、20倍以上に増加している県もあれば、全く増加していない県もあるなど、配置に差がある。

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
北海道	10	67	194	263	328	362
青森県			6	6	18	21
岩手県			17	32	43	59
宮城県		3	12	25	35	44
秋田県		1	4	8	15	21
山形県		1	5	12	17	34
福島県			12	20	28	27
茨城県		10	20	36	42	47
栃木県			9	22	34	43
群馬県			6	14	19	18
埼玉県		5	10	15	65	115
千葉県		5	10	15	23	38
東京都				5	16	27
神奈川県			8	12	26	40
新潟県			2	32	73	100
富山県		1	4	8	10	20
石川県		4	11	20	30	41
福井県	10	32	30	32	32	32
山梨県			5	5	5	13
長野県			5	20	23	43
岐阜県			4	4	81	97
静岡県				3	5	28
愛知県		10	10	68	73	117
三重県		11	48	72	98	112

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
滋賀県		4	11	15	20	27
京都府		58	91	122	131	154
大阪府	9	9	20	140	270	385
兵庫県			51	285	312	322
奈良県			10	20	27	30
和歌山県			3	3	10	12
鳥取県			3	3	11	15
島根県			14	29	49	62
岡山県		3	9	21	26	34
広島県			10	10	10	26
山口県		7	16	32	48	63
徳島県		9	17	25	25	25
香川県		5	5	19	41	54
愛媛県		16	41	57	77	85
高知県	5	11	15	19	23	31
福岡県		9	40	70	115	177
佐賀県		3	5	10	17	27
長崎県			12	33	51	68
熊本県			15	30	42	51
大分県			7	14	20	20
宮崎県		6	11	16	22	26
鹿児島県		69	144	161	163	162
沖縄県			4	14	14	24
合計	34	359	986	1,897	2,663	3,379

学校給食における地場産物の活用状況

学校給食における地場産物の活用状況は微増している。(平成20年度：23.4% → 平成21年度：26.1%)

○ 学校給食における地場産物の活用状況調査(全国平均の推移)

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
21.2%	23.7%	22.4%	23.3%	23.4%	26.1%

調査対象：完全給食を実施する公立小・中学校のうち、約500校をサンプリング調査
 調査項目：学校給食に使用した食品数のうち地場産食品数の割合

○ 都道府県別の地場産物活用状況(平成21年度)

30%超	23道県	北海道、岩手県、宮城県、茨城県、群馬県、新潟県、長野県、愛知県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
20%～30%	20府県	青森県、山形県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県、沖縄県
20%未満	4都府県	秋田県、東京都、神奈川県、大阪府

第2次「食育推進基本計画」

1. 食育推進基本計画について

- 平成17年6月 ○ 食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食育基本法を公布
○ 食育推進会議が食育推進基本計画を作成することを規定
※食育推進会議…内閣総理大臣を会長に、食育担当大臣、関係大臣
(文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣等)、有識者で構成
- 平成18年3月 ○ 食育推進会議において、第1次(平成18～22年度)食育推進基本計画を決定
(食育推進施策についての基本的な方針、目標値、取り組むべき施策等を提示)
- 平成23年3月 ○食育推進会議(震災のため持ち回り)において第2次(平成23～27年度)食育推進基本計画を決定

2. 基本計画の構成

- (1)食育の推進に関する施策についての基本的な方針
○新たに、コンセプトを「周知」から「実践」へとし、3つの「重点課題」を掲げる
- ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
 - ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
 - ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進
- (2)食育の推進の目標に関する事項(平成27年度までに達成を目指す目標値)
- (3)食育の総合的な促進に関する事項(各府省の取り組むべき施策)
- (4)食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
(地方公共団体における推進計画の策定、基本計画の見直し等)

3. 基本計画における主な文部科学省関係部分

- (2)食育の推進の目標に関する事項
○ 朝食を欠食する国民の割合の減少

(第1次食育推進基本計画)(平成18～22年度)
<策定時の値> 子ども 4.1%(平成12年度)→ <目標値> 0%(平成22年度)

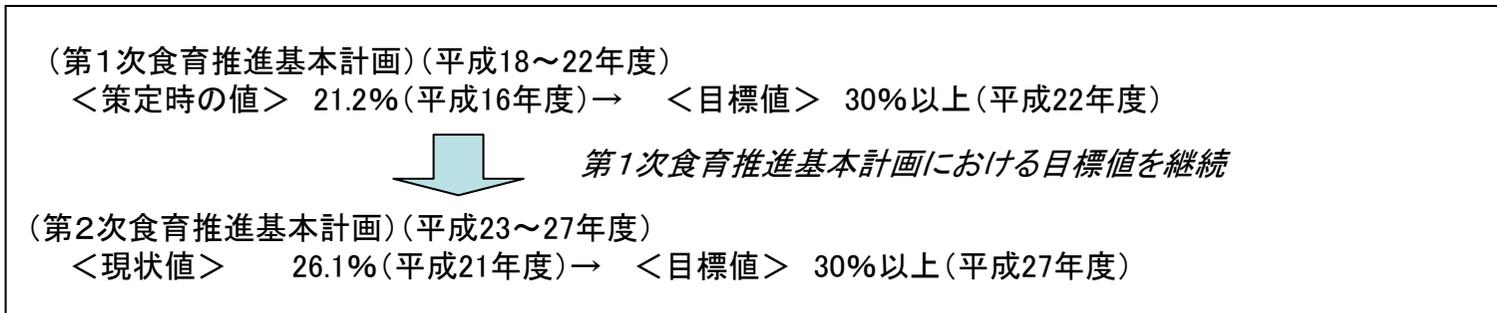


第1次食育推進基本計画における目標値を継続

(第2次食育推進基本計画)(平成23～27年度)
<現状値> 子ども 1.6%(平成19年度)→ <目標値> 0%(平成27年度)

(注) 子ども：小学校5年生

○ 学校給食における地場産物を使用する割合の増加



(注)学校給食における地場産物を使用する割合:都道府県別の地場産食品数の使用率(全国平均)

(3)食育の総合的な促進に関する事項

○文部科学省において、取り組むべき施策(主なもの) (下線部は、今回新たに盛り込んだ部分)

[家庭における食育の推進]

- ・ 子どもの基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等全国的な普及啓発活動を、企業や民間団体と連携して一層推進
- ・ 親子料理教室など、望ましい食習慣や食を楽しむ機会を提供する活動の推進
- ・ 保護者に対する食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発

[学校、保育所等における食育の推進]

- ・ 学習指導要領や幼稚園教育要領で食育に関する記述が充実されたことも踏まえ、学校教育活動全体を通じた食育の推進
- ・ 栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じた、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなどの配置の促進
- ・ 効果的な食育の推進を図るため、学校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核とした学校、家庭、PTA、関係団体等が連携・協力した取組の推進
- ・ 生産団体と連携し、安定的な納入体制を構築の上、学校給食における地場産物の活用
- ・ 栄養教諭による、学級担任、養護教諭、学校医等と連携した子どもの健康状態の改善等に必要な知識の普及、食物アレルギー等食に関する健康課題を有する子どもに対しての個別的な相談指導など望ましい食習慣の形成に向けた取組の推進

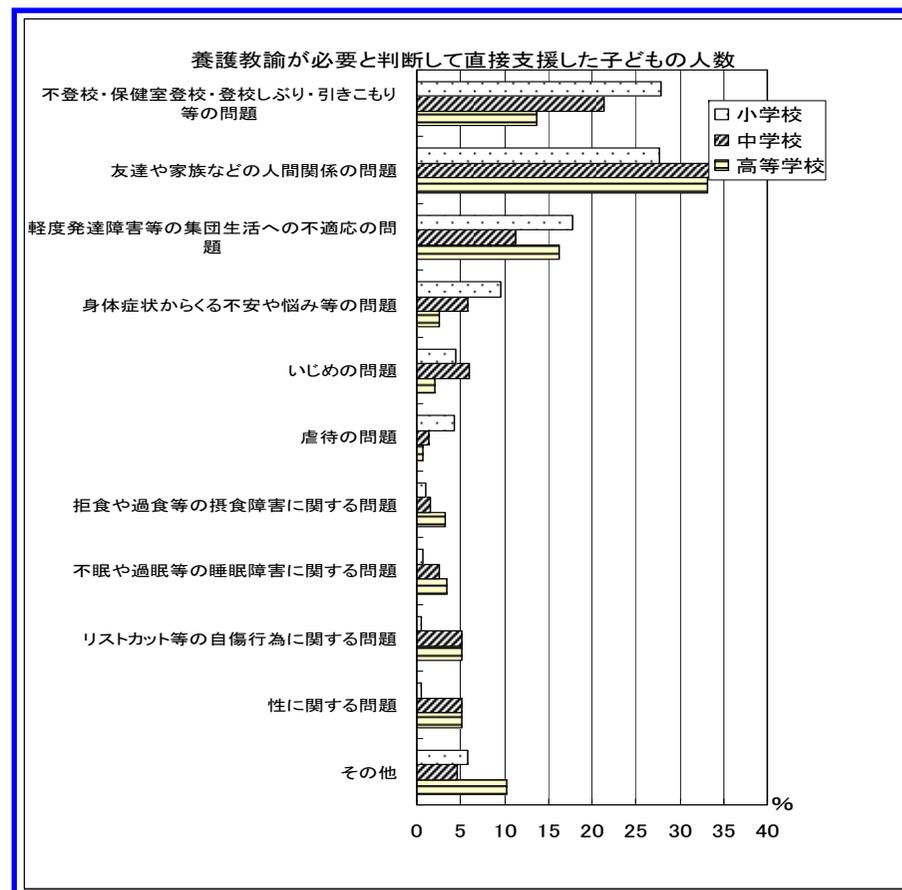
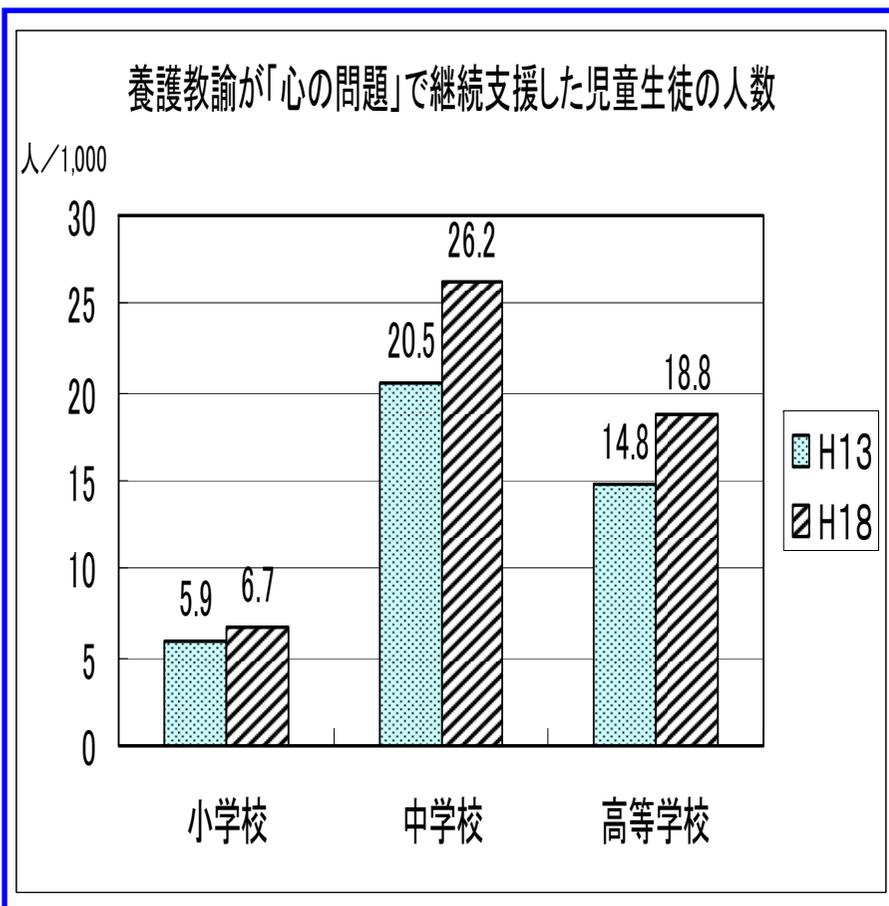
[食文化の継承のための活動への支援等]

- ・ 学校給食における郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立の導入、食に関する指導を行う上での教材としての活用促進
- ・ 地域における祭礼行事や民俗芸能等に関する伝統文化の保存団体等が実施する食文化に係る取組の促進
- ・ 国民文化祭を活用した地域の郷土料理、伝統料理の全国発信

児童生徒のメンタルヘルス

養護教諭が「心の問題」で継続支援した児童生徒数は、どの校種においても増加

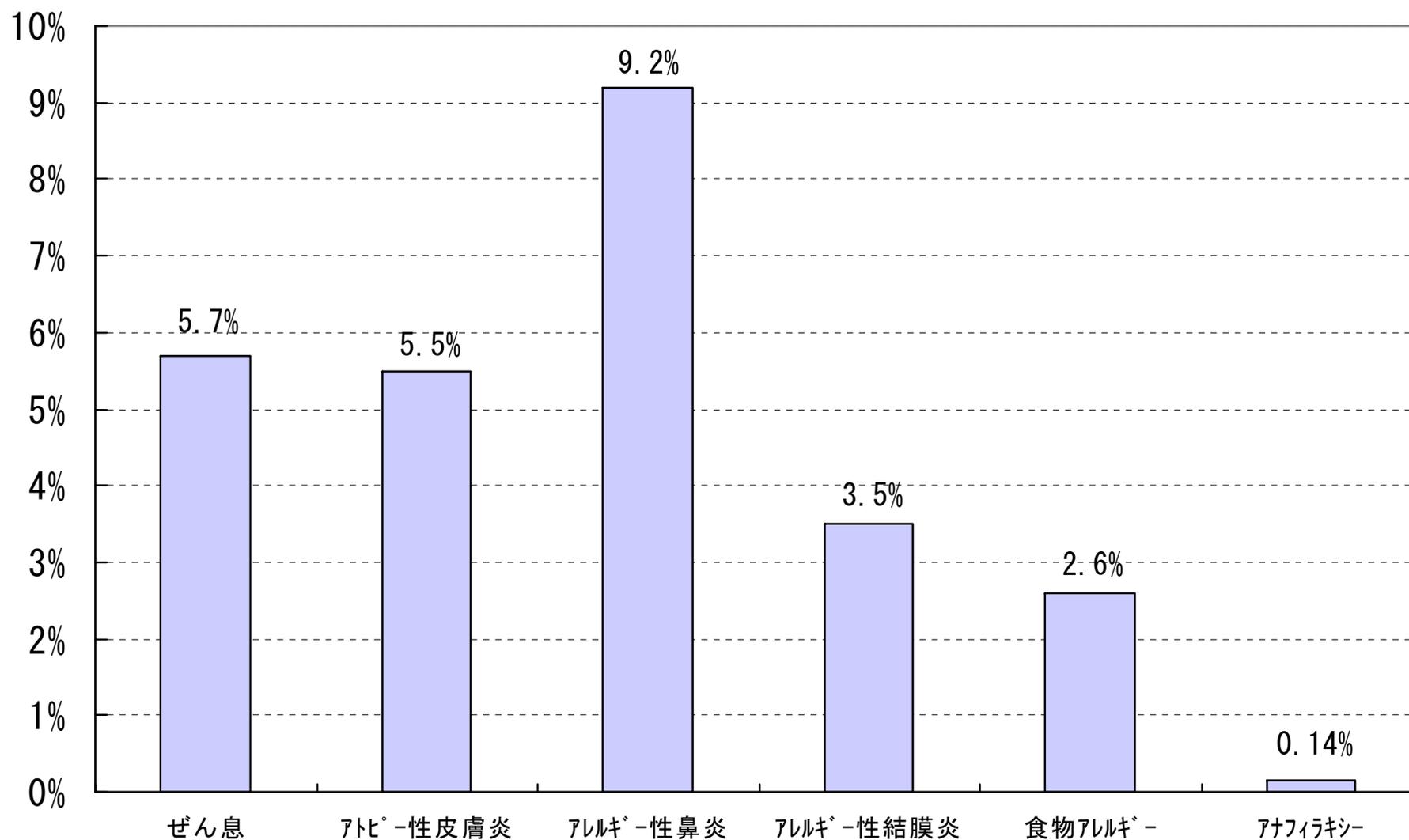
養護教諭が必要と判断して支援したメンタルヘルスに関する主な問題は、小学校では「不登校・保健室登校・登校しぶり・引きこもりなどの問題」が、中学校と高等学校では「友達や家族などの人間関係などの問題」が最も多い。



資料：日本学校保健会「保健室利用状況に関する調査報告書 平成18年度調査結果」

資料：日本学校保健会「子どものメンタルヘルスの理解と その対応平成18年度調査結果」

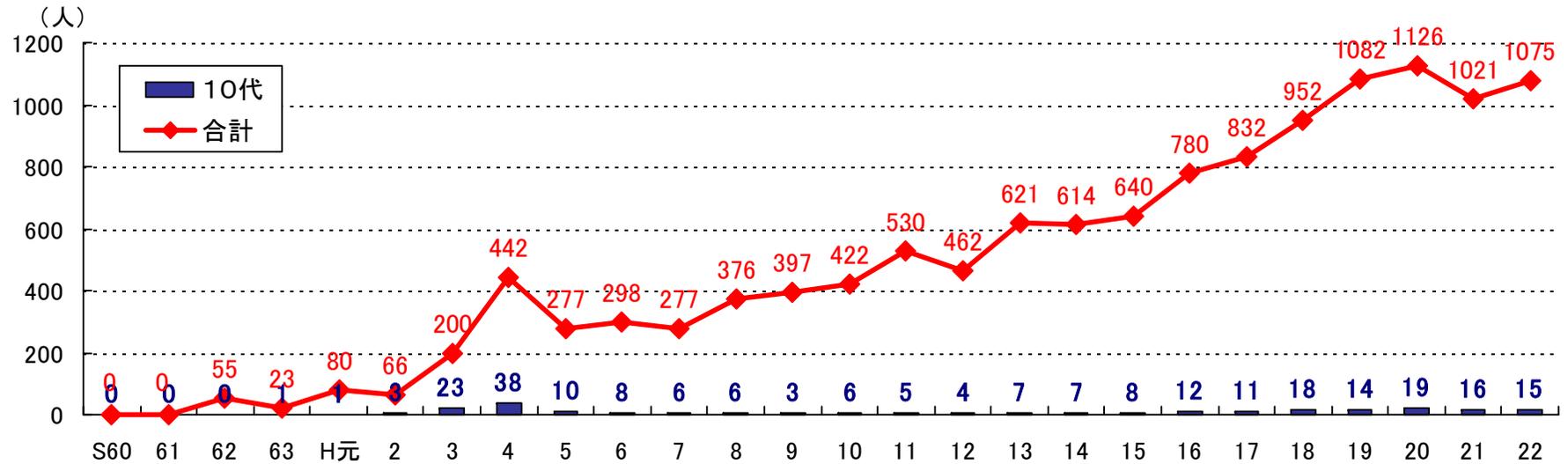
児童生徒全体のアレルギー疾患有病率



資料：アレルギー疾患に関する調査研究委員会「アレルギー疾患に関する調査報告書」(平成19年度)

HIV感染者、AIDS患者の年次推移

○ HIV感染者



○ AIDS患者

